

岩手県告示第531号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第6条第2項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成25年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 ホーマック株式会社
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）水沢五反町複合施設 奥州市水沢区佐倉河字五反町23番2ほか
- 3 変更した事項
  - （1） 特定大規模集客施設の設置をする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
  - （2） 特定大規模集客施設の用途
  - （3） 特定大規模集客施設の床面積の合計
  - （4） 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積
  - （5） 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築の着手予定日
  - （6） 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日
- 4 届出年月日 平成25年7月1日
- 5 関係書類の縦覧の期間及び場所
  - （1） 期間 平成25年7月12日から同年9月12日まで
  - （2） 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに奥州市役所、花巻市役所、北上市役所、遠野市役所、一関市役所、西和賀町役場、金ヶ崎町役場、平泉町役場及び住田町役場